

松戸市教育委員会会議録

平成29年4月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 29 年 4 月定例

| | | | | |
|-------------|-----------------------|-----|----------------------|---|
| 開 会 | 平成29年4月13日 (木) 10時00分 | 閉 会 | 平成29年4月13日(木) 12時00分 | |
| 署名委員 | 教育長 伊藤 純一 | 委 員 | 市場 卓 | |
| 出席委員 氏 名 | 教育長 伊藤 純一 | ○ | 委 員 伊藤 誠 | ○ |
| | 教育長職務代理者 山田 達郎 | ○ | 委 員 武田 司 | ○ |
| | 委 員 市場 卓 | ○ | 委 員 山形 照恵 | ○ |
| 出席職員 | 内訳別紙のとおり | | | |
| | | | | |

| | |
|------|----------|
| 提出議案 | 内訳別紙のとおり |
| 特記事項 | |

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 4 月定例教育委員会

| No. | 部課名 及び 職制名 | 氏 名 | No. | 部課名 及び職制名 | 氏 名 |
|-----|------------|-------|-----|-----------|--------|
| 1 | 生涯学習部 部長 | 平野 昇 | 21 | 戸定歴史館館長補佐 | 若林 佐恵子 |
| 2 | 生涯学習部 参事監 | 津川 正治 | 22 | 指導課 課長 | 鮎川 渉 |
| 3 | 学校教育部 部長 | 波田 寿一 | 23 | 〃 課長補佐 | 秋谷 昌子 |
| 4 | 学校教育部 審議監 | 池上 誠一 | 24 | 〃 課長補佐 | 菊地 聖子 |
| 5 | 学校教育部 審議監 | 胡内 敦司 | 25 | 指導課 課長補佐 | 東畑 宏之 |
| 6 | 教育企画課 課長 | 鈴木 章雄 | 26 | 〃 課長補佐 | 中坂 正夫 |
| 7 | 〃 課長補佐 | 大西 真 | 27 | 〃 指導主事 | 西野 友浩 |
| 8 | 〃 主査 | 藤中 孝一 | 28 | 保健体育課 課長 | 大谷 直樹 |
| 9 | 〃 主任主事 | 四戸 俊也 | 29 | 〃 課長補佐 | 齋藤 健司 |
| 10 | 〃 主任主事 | 島村 仁美 | 30 | 〃 課長補佐 | 佐野 公雄 |
| 11 | 教育財務課 課長 | 臼井 眞美 | 31 | 〃 主事 | 橋本 美咲 |
| 12 | 〃 課長補佐 | 田中 佳子 | 32 | | |
| 13 | 〃 主査 | 西田 純子 | 33 | | |
| 14 | 社会教育課 課長 | 星野 敦子 | 34 | | |
| 15 | 〃 課長補佐 | 藤谷 美伸 | 35 | | |
| 16 | 〃 主査 | 菅野 恭之 | 36 | | |
| 17 | スポーツ課 課長 | 加藤 広之 | 37 | | |
| 18 | 〃 課長補佐 | 小幡 健二 | 38 | | |
| 19 | 〃 主事 | 飯島 匠 | 39 | | |
| 20 | 戸定歴史館 館長 | 齊藤 洋一 | 40 | | |

平成29年4月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年4月13日（木） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成29年4月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 報告第1号
臨時代理による処分の報告について (教育財務課)
- ② 議案第1号
松戸市戸定邸保存活用審議会
委員の委嘱について (戸定歴史館)
- ③ 議案第2号
松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)
- ④ 議案第3号
松戸市指定文化財の指定について (社会教育課)
- ⑤ 議案第4号
松戸市教育功労者の表彰について (保健体育課)
- ⑥ 議案第5号
審査請求にかかる
松戸市情報公開審査会への諮問について (指導課)
- ⑦ 議案第6号
審査請求にかかる
松戸市情報公開審査会への諮問について (指導課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、5名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

皆様ご存じのように、3月末、24日、臨時教育委員会会議を私どもが開催しておりました日に、悲しい出来事がありました。改めてご冥福をお祈りしたいと思います。その件はまだ解決せず、私たちもその課題については、そこで発生した課題についていろいろ努力をしているところでございますけれども、今回の議題とは捉えておりませんので、ご了承ください。

さて、新しい年度に入りまして、本年度もまた教育委員の皆さん、よろしく願いいたします。

◎開 会

教育長 ただいまから平成29年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、ご報告があります。

このたび山田達郎委員が任期満了を迎えられましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得、3月25日付にて市長より任命をお受けになり、再任されました。任期は、平成33年3月24日までの4年間でございます。

続きまして、教育長職務代理者についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。これまで同様、山田委員を

教育長職務代理者として指名いたしましたので、皆様にご報告をいたします。

続きまして、教育委員会会議における議事進行を行う委員を指名したいと思います。松戸市教育委員会会議規則第28条の2の規定において、議事の進行の一部を教育長が指名する委員に行わせることができるとされております。これも、これまで同様、山田委員を指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。それでは、会議の議事進行を山田委員にお願いすることいたします。

なお、教育長職務代理者及び議事進行を行う委員の指定期間につきましては、教育長の任期満了または山田委員の教育委員としての任期満了のいずれか早い期日までとなりますので、念のため申し上げます。

それでは、改めて山田教育長職務代理者より一言、ご挨拶をお願いします。

山田委員 このたび、改めて教育委員の任命、そして職務代理者としての指名をいただきました。思い返しますと、もう8年間、させていただきまして、何ができたのかと反省の思いもあります。そんな中、皆様とともにこの松戸市の教育にかかわらせていただく本当に重要な立場、初心に帰ってまた4年間、させていただきたいと思っております。折しもさまざまな課題があります。私としては、議事進行も含めまして、松戸市の中で、やはり出るべき意見はこの教育委員会で必ず出る、皆さんの中のそれぞれのご意見が反映できるような議事進行をさせていただきながら、私もその一員として頑張ってまいりたいというふうに思っております。本当に若輩者で力足りませんが、皆様のご協力を得て、また務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞまたよろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

ここで、議席の指定を行います。松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席をいただいている席をそれぞれの委員の方々の議席として指定いたします。ご承知おきください。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案6件、報告1件となっております。

このうち、議案第5号及び第6号は個人情報にかかわる案件となります。したがって、議案第5号及び第6号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第5号及び第6号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、議案第5号及び第6号の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者をお願いします。

◎報告第1号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、報告第1号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

教育財務課長。

教育財務課長 教育財務課長です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「臨時代理による処分の報告について」ご説明申し上げます。

松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、臨時代理による処分を行いましたので、ご報告申し上げます。

平成29年4月1日から公文書管理システムが導入されることにより、当該システムを利用して公文書の管理等を行うこととなりました。つきましては、文書管理の方法や書式等を整備するために、市長が所管する松戸市公文書管理規則及び松戸市公文書管理規程の改正が必要となり、松戸市教育委員会においても、それに準じて松戸市教育委員会公文書取扱規程の改正を行う必要が生じました。当該システムを稼働させるために、平成29年4月1日より同規程を公布施行する必要があるため、臨時代理による処分を行ったものでございます。

改正箇所のご説明をさせていただきます。改正点は6点でございます。8ページの新旧対照条文をご覧ください。

1点目は、第5条の2第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加えました。

文書管理システムの適正な運用に関すること。

2点目は、第6条に次の1項を加えました。文書管理システムにより文書の処理をする場合にあっては、文書整理簿により行うべき事務は当該システムへの登録をもって代えるものとする。

3点目は、9ページをご覧ください。第9条第2項及び第13条第1号中「文書処理簿」を「文書整理簿」に改めました。

4点目は、第34条に次のただし書きを加えました。ただし、文書管理システムにより管理する場合は、この限りでない。

5点目は、10ページをご覧ください。別表第2文書処理簿の項中「文書処理簿」を「文書整理簿」に改めました。

6点目は、11ページをご覧ください。第1号様式及び第5号様式（表）を別紙のとおり改めました。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長職務代理者 報告第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

形式とか様式が変わったということとともに、文書管理システムというのが動き出したというところの意味合いですね、それが、例えば報告を課長さんにしなくてよくなったとかという部分がありますから、要は、見ればわかるシステムができてきたということかなと思いますけれども、ちょっとそこら辺、補足していただいてもいいですか。

教育財務課長 文書管理システムとは、文書の收受から起案、決裁までを管理するシステムでございます。この文書管理システムが導入されることで変わることは、今まではワードなどでの起案文書作成、紙媒体での文書処理簿作成、エクセルでの文書実態調査報告など、文書管理事務がそれぞれ単体で行われてまいりましたが、システムを導入することによって、これらのデータ管理がシステムで一元化できるようになります。また、検索機能もあるため、過去の文書を探すことが大変容易になるという利点もございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご質問。

市場委員。

市場委員 大体わかりましたけれども、今まではずっと紙ベースでやりとりしていたことを、紙ベースでいろいろな決裁とかをしていたことを、データシステムでやるようになったイメ

ージでいいんですか。

教育財務課長 はい。そうです。今までは文書作成ですとか文書実態調査とか、一つ一つの仕事としてやっていました。これからは、それらが統合され、決裁は、システムに入力して、紙ベースとなります。電子決裁ではありませんが、検索機能もあるため、利便性は高くなります。

市場委員 少なくとも、一つ一つの文書の作成手間はかなり減ったということによろしいですね。

教育財務課長 はい。そうです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ほかに。

伊藤委員。

伊藤委員 そうしますと、まだ電子決裁は取り入れられていないというふうに理解してよろしいわけですね。

教育財務課長 はい。そうです。

伊藤委員 それで、セキュリティーの問題なんですけれども、これまでもそれなりにちゃんと確保されていたと思うんですけれども、今回のシステムの導入に伴って、さらなるセキュリティーの見直しとか、外部からの侵入に対する何かプロテクトを強化するとか、そういうようなことは何か考えられたのでしょうか。

教育財務課長 セキュリティーにつきましては、一元化されたシステムに、教育委員会も市のシステムと一緒に入るということです。今まで単体で、紙ベースでやっていたことが一つにまとまりますので、リスクとしては減る部分もあると考えています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。一つになったからリスクがある部分があるのではないか、そのプロテクトはどうかというご質問だったですけれども、ご答弁とすると今のような形です。

伊藤委員 そうすると、市全体で対応しているので、市教委として独自に何かやれるわけではないということで、今ここで質問しても、その辺のところはわからないというふうに理解してよろしいですか。

教育長職務代理者 ということですか。全体として、セキュリティーは市全体のこの文書管理システム、市のシステム全体で万全のことをやっている。

教育財務課長 はい。そうです。システムのセキュリティーについては、教育委員会独自ではなく、市全体のこととなります。

伊藤委員 わかりました、結構です。

教育長職務代理者 ほかに。よろしいですか。

検索がしやすくなるというあたりで、市民サービスの向上という観点でも、恐らく、文書をどう把握するか、その存在について等について、わかりやすくなったのであろうと想像しますけれども、そんなことですかね。共有をされていますから、各部署、権限のある方はそれを見られるようになっているということだろうと想像しますので、市民サービスの向上につながると理解をしてよろしいですか。

教育財務課長 はい、そのことにもつながりますし、直接ではありませんが、事務の効率化が進むと考えています。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

市長部局とぎりぎりまで、3月いっぱいやっていたので間に合わなかったということで、臨時代理の処分ということになっております。報告事案ですが、よろしいですか。

ほかにないようでございますので、これをもちまして報告第1号の審議は終結といたします。

◎議案第1号

教育長職務代理者 続きまして、議案第1号に移ります。

「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 戸定歴史館の館長でございます。

「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について」、議案第1号、ご説明させていただきます。

お手元の資料は12ページでございます。

松戸市戸定邸保存活用審議会条例第4条の規定に基づき、次の者を松戸市戸定邸保存審議会委員に委嘱したいということの議案でございます。

この委員の区分は2号委員、これは本市の職員ということになります。氏名は田辺久人、役職は松戸市公園緑地課長でございます。なお、新任ということになります。

任期につきましては、平成29年4月13日から平成29年12月24日まで。

提案させていただきました理由といたしましては、人事異動に伴い、松戸市戸定邸保存活用審議会委員に変更が生じたためでございます。

そして、次の13ページ、次のページをご覧くださいと思います。13ページには委員の名簿を掲載させていただいております。

この1号委員につきましては変更はございません。今回、議案として提案させていただきましたのは、2号委員のうちアンダーラインが引いてあります田辺久人が人事異動に伴いまして新たに公園緑地課長になりましたので、任期につきましては新任の委員の場合には4月13日から29年12月24日ということでございます。

なお、ほかの委員につきましては平成27年12月25日から平成29年12月24日までということになってございます。

説明は以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 これは、以前も松戸市公園緑地課長の方が就任されていて、その方がかわったのでこうなったという理解でよろしいんですね。

戸定歴史館長 そのとおりでございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。人事異動に伴うものでございますので。

教育長 委員の皆さんに改めて。この議案自体には関係ないんですけども、戸定邸とか庭園とかの進捗状況を一応、お知らせ願えますか。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 平成28年度に工事を開始してございまして、芝生面が130年間で約10センチほど地盤が上がってございました。これを切り下げる。それから、明治時代には存在しなかった樹木がたくさん実は生えてございます。そういったものを伐採して、明治時代の生えていたコウヤマキですとか、あるいはアウギ、こういった主要な重要な樹木については補植をするべく、現在、伐採までは済んでおりますが、今年度の冬ごろには移植をしますので、その準備をいたしてございます。

それから、芝生のお庭のさらに南側、かつて福島県学生寮があった土地に関しましては、ここは地形自体が変化をしております。そこで、明治時代の地盤自体を復元するために、西

側の急峻な斜面のところに擁壁を設けました。ここの地盤造成までは28年度に行い、29年度は、その上に、かつて庭園の中で一番高い、標高27メートルでございますが、そこにあった東屋を復元すると、そういったことを今年度はやる予定でございます。

それ以外にも、このお庭の中に、景石といいまして、日本庭園において景色をつくるための石はほとんど使わないというのが特徴でございますけれども、その中のごく少数の景石ですね、これも場所が変更されておりましたので、これも明治時代の石を据えていた痕跡（地面の中の微妙にかたさが変わります）を特定して、景石の復元、あるいは、飛び石についても同じことをいたしました。

それまで本来存在しなかった樹木が伐採をされたということによって、この戸定邸の庭園というのは復元工事前よりも、より広々とした伸びやかな空間、全体に明るい光が差し込む、そういった空間といったようなものが特徴だったんですが、そういった面影が大分もとに戻ってきたなということでございます。

概要は以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。今、中を見学される方は通常どおり、建物の中は入れるわけですね。お庭のほうの工事がずっと進んでいるということで。フルオープンはいつぐらいになりましょうか。

戸定歴史館長 一応、工事は今年度の3月31日までには全体の復元工事を終える予定でございます。復元をする前の段階では、月に6回ほど芝生の庭にも立ち入って見ていただくということをしてございました。基本的にはそれと同等以上の公開をしたいと考えてございますけれども、現在、芝生を全部一旦取り払って、そして植え直すということをしてございます。そういった芝生の状況が安定したのか、そういうことを慎重に見きわめながら、公開に向けて準備を進めていきたいというふうに思っております。

また、復元工事は130年に一度の機会でございます。同時に、戸定邸の庭園がどのようにつくられたのかということも復元工事の状態を通じて知っていただく得がたい機会でございますので、随時、復元に支障がない範囲をきちんと見きわめた上で、一般市民の皆様にも見ていただけるような、そういった機会を設けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。そのほか、いいですか、武田委員は。

武田委員 たまに出かけております。ちょっと話ずれますけれども、せんだっての展覧会も、非常に評判がよかったように聞いておまして、私も人を案内して三度ほど伺いました。一

つ聞いてもいいですか。犬の大きい板絵がありましたよね、あれというのは、箱の蓋の内側に描かれたものと書いてあったんですけれども、その箱というのは実態は何だったんですか。

教育長職務代理者 今おっしゃっているのは、歴史館のほうでの。

武田委員 展示の内容を教えてください。

教育長職務代理者 杉戸絵のもの、神社の。

武田委員 柏のほうからお借りしてきたものと書いてあったんですけれども。

戸定歴史館長 実は中身を担当しておりましたのは社会教育課の美術館準備室でございまして、観覧者以上の詳しい情報は用意してございません。

武田委員 では、どなたかに聞きます、後で。失礼いたしました。

教育長職務代理者 それでは、メインはこの人事異動に伴うものということで、今、周辺の進捗状況についてもお話をいただいたということで、ぜひ審議会の委員の方々には適切なご意見をいただいて、市民サービス、あるいは市外からもたくさん来られる施設といたしますか、本当に歴史的な遺産でございますので、活用をお願いしたいと思っております。

それでは、ほかになければ、これで質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第2号

教育長職務代理者 次に、議案第2号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。スポーツ課長ですね、お願いいたします。

スポーツ課長 議案第2号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市町会・自治会連合会地区長から推薦がございましたので、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、ご提案をさせていただくものでございます。

委嘱いたします委員は記載のとおり2名でございますが、一人は馬橋地区長から推薦いた

いただきました坂江栄昭さんでございます。男性、74歳で、指導できるスポーツはソフトボール、グラウンドゴルフ、スポーツ吹き矢ということでございます。もう一人は、六実六高台地区長からご推薦いただきました武田正治さんでございます。こちらも男性、75歳で、指導できるスポーツは卓球、グラウンドゴルフ、ソフトボールということでございます。

なお、任期につきましては平成29年4月13日から平成30年3月31日とするものでございます。

次の15ページをお開きください。

松戸市スポーツ推進委員の地区別集計表でございますが、本日も提案の2名を加えた集計表としております。松戸市全体で110名のスポーツ推進委員となります。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第2号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

武田委員、お願いします。

武田委員 相変わらずに、増やしたいという希望に少しずつ叶ってはいるんですが、なかなか届かない目標なんですけれども、これですっと行われているので何ら問題はないのかとは思いますが、この目標数にずっと到達していないという部分で、何か弊害とかというのは事実上あるのかどうかというところをちょっとお聞きしたいですね。

スポーツ課長 今現在、123名の目標に対して110名ということで、13名足りない状況なんですけれども、別表にありますように、各地区、定数には足りていないんですが、地区の活動の中では大きな弊害は今のところ出ておりません。ただ、各地域において推薦できる方がということで、常に探していただいている状態ではあります。

以上です。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

山形委員、お願いします。

山形委員 山形です。何度かこの会議でもスポーツ推進委員さんの推薦を討論で伺っていたんですけれども、全体としての年齢的な配分で、松戸市に限らず、どこの地域も大体このくらいの年代の方たちが今はスポーツ委員をされているのかというのが、聞いてみたかったです。

また、年齢差が少し幅が大きいなと思ったのも気になったんですが、その点で何かわかることがあれば。例えば、1の本町だと73歳が平均年齢で、小金だと57歳と、随分年齢差があったりするので、何かそういう背景とかがあるのかなど、教えていただけたらありがたいです。

スポーツ課長 ほかの、例えば近隣の市町村であれば、柏ですとか市川ですとかあるんですけども、やはり同じような、年齢については、若い方というのは今、ちょうど働く世代の40代ですとか50代の方はなかなか参加できないということは、やはり近隣の市町村も問題という課題の一つになっているようです。

松戸市内の地区の平均年齢の差なんですけれども、例えば東部地区ですとか、これからまだ土地の開発の可能性のある地区ですか、マンションが建ったり戸建てが建ったりというところであると、比較的若い年齢層の方が入っていただける可能性のある地区ということで、地域ごとに昔ながらの、もう家の建つような場所がないようなところであれば、やはり昔ながらの地域で活動している方がそのままやっていたらいいということで、年齢層は比較的上がっていく傾向にあります。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

山形委員 教育委員になるまでスポーツ推進委員という存在すら知らなかったもので、私の身の回りの同世代の40代、30代の保護者の方などは、地域活動に参加する機会すらないので、もしよければ、そういう啓発なども今後、力を入れていただけると、きっと運動不足のお父様とかが、運動会では一生懸命頑張ったりとかしていらっしゃったりすると思うので、そういうような啓発もしていただけたらありがたいと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

増えたということで、目標に向かって一歩ずつというところだろうと思います。今ご意見ありましたように、コミュニティーの中で、町会長から地区長さんに上がって行って、地区長さんからの推薦で出てくるという仕組みになっているということで、そういう仕組みによらざるを得ないのが今の実情、いい部分もあり、少しやはり皆さんに情報が行き渡って推薦されてくるわけではないところもあるかと思っています。町会、自治会に入らない、組織が余りされていないところもあるかもしれません。そこら辺のところを踏まえ、できるだけ粘り強くスポーツ課のほうで裾野を広げ、若い方の市民参加というようなところからもやっていた

だきたいというのが山形委員の意見だったように思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

ほかになれば、これで終了しますが、いいですか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第3号

教育長職務代理者 次に、議案第3号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 16ページ、議案第3号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、市の区域内に存在する文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図るためでございます。

本件は、昨年の5月11日開催の教育委員会議におきまして松戸市文化財審議会への諮問について議決をいただきました松龍寺山門についてでございます。

昨年の6月27日及び今年の3月24日に文化財審議会を開催し、審議の結果、議案書17ページの1の(1)にありますように、指定については適当と認められるとの答申を文化財審議会会長よりいただきました。

文化財審議会からの答申の具体的な内容は18ページ以降の松戸市指定文化財調書に記載のとおりでございますが、概要を申し上げますと、松龍寺山門は江戸時代後期の手法を残す市内に現存する建造物として価値が高く、貴重なものであるということから、文化財として指定することが適当であるとの判断がなされたものでございます。

こうしたことから、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、松戸市指定文化財の指定についてお諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第3号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

さて、いかがでしょうか。以前、諮問するところの議案がありましたので、そのときにいらした、山形委員はいなかったですね、一旦出たお話であります。今、改めてここで諮問が適当ということで答申があったということです。ご質問。

武田委員。

武田委員 委員の方が決めていることなので、それに対して何らないんですけども、昨今、ニュースでも、ちょうど、こういう木の建造物に対する、いわゆるちょっとしたいたずらのつもりですかね、油のような液体をかける事件が起きておりますので、そういったことが起きたときに、この市の文化財になっているものというのはどの程度のケアをするということが決まっているのか、その辺のことをちょっと教えていただきたいなと思います。

教育長職務代理者 どうでしょうか。いたずらも含め、指定文化財になった結果の。

武田委員 保護の仕方というか、どこまでかかわるのかという。

教育長職務代理者 というあたりで、広く。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 では、いたずらも含めた保護の部分でございますが、基本的には、そういったものについては修繕も含め、所有者が行うということになっております。それで、修繕等をする場合についても、指定されておりますので、個人の判断で修理をできませんので、届け出等をして許可を得てから行うということになります。

以上でございます。

教育長職務代理者 金銭的な助成とか補助とかについては、ないということと、それから、ご質問にあったのは、どのように修復することになっているのか、指定文化財によって、そういう縛りというか、ことがあるのかというご質問だったので、もう一言、補足してください。

社会教育課長 個人の判断で修理できないということなので、まずはどういった状況かというのを届け出をしていただいて、それに対して許可をしてからでないと修繕ができないということなんです。修理の費用につきましては基本的には所有者が持つことになっておりますが、多額にかかる場合ですとかそういう場合については、市のほうでその届け出を見て、予算化をして、補助をするという形になります。

以上でございます。

教育長職務代理者 武田委員、よろしいでしょうか。

武田委員 今のところはそういうふうに決まっていらっしゃるということ。届け出が出た段階で、その件、その件において予算立てを申請するということで、もともと所有者がやるんですよというものではないとか、そういう決まりですということではないというふうに捉えていいですか。

社会教育課長 基本的には所有者というのが基本です。

武田委員 多少の違和感が出ると思うのは、本人が修繕したくないけれども、何か修繕すべきことが起きたときに、指定した側としては、するべきだということを所有者におっしゃるんですか、そうすると。

社会教育課長 一応、指定するときに、そういったことを協議をして、同意を得て指定をする形をとっておりますので、基本的にはその形になります。

武田委員 例えばですけれども、修繕すべきことが起きました、本人が、例えば気づいていなかった、あるいはしなくてもいいと判断しているんだけれども、審議委員の方などが、例えば定期的に見ていらっしゃるかどうか、それは知りませんが、見たときに、これは修繕しておかないとよろしくないと判断したときはどうするのかなというふうに思います。

社会教育課長 それにつきましては、そういう状態がわかったときには、市として修繕の勧告をするという形になります。

武田委員 勧告をする。かなり厳しいなというふうに想像しますね。文化財修復ってすごく難しいので、指定はしました、だけど責任はご所有の方でお願いしますというのは、ちょっと考えたほうがいいのかというふうに私は思います。

先日、戸定歴史館での展覧会の際に、松戸神社の杉戸の天井のものと杉戸のものを修復した、その修復の講演会を聞きに行ったんですね。そのときに荒井経先生が、松戸市の予算立てが非常にすばらしかったということを褒めてくださったんです。というのは、やはり建物の改修と修理を一緒にしてしまうと、ゼネコン側に予算がとられてしまい、いい修復ができなくなるケースがとても多くて困ることがある。又、もともとの予算の枠が見えていないと、どの程度の修復をできるかということもプラン立てできなくなるそうです。そういう意味ですごくすばらしい予算立てをしてくださったというふうに褒めていただいたのが、とても印象に残っているんですね。どの段階で修理するかによって、物がどのように修復出来るかというのは大きく左右されるので、それを本人が、全部人任せで、勧告という言葉でお願いするというのは、ちょっとどうかなというふうに私は思います。

一度そのところを、納得していただいている方がどのように納得しているのかというふうに、ご理解のほどを聞いてみるという形をとってみてもいいのではないかなと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。まさに作家、現在、本当に美術に携わっておられる武田委員のご意見でございます。ぜひご検討いただきたいんですが、予算を組むときは組むわけですよね、ちょっとここら辺が市でやりますとは言えない部分との兼ね合いなんだろうと思いますが、勧告という法律上の言葉の響きについてもちょっと、響きの問題と実体が何かということもありますので、ほかに、例えば国の重要文化財とか国宝とかそういったところ等で何か、武田委員のほうでご存じのことがあって助言があれば、一言いただいて、この議案、あとお持ち帰りいただいたらいいと思います。

武田委員 予算にかかわることなので、私がとやかく、やはり言えない部分もあるし、指定された方は委員の方なので、それに対してもとやかく言えることではないと思っているんです。建築の専門家ではないので、私はこの決定を信じたいというふうに思っていますが、ただ、修復ということだけに限って申し上げると、その時期を逸すると直るものも直らないこともあり得るという点において、どこまで所有者に委ねているのかということや、あるいは、定期的な管理体制がどうなっているのか、それが全部所有者任せというのでは、何のための指定なのかなというところで、重たく感じて拒否される方が増えてしまうのではないかなという懸念を持ちました。

教育長職務代理者 そういう視点で、今後も文化財が残っていくために、どのような配慮というか、行政としてできることが何なのかということを整理されたいというご意見です。何かご答弁はありますか、それともご意見として、されますか。

社会教育課長 ご意見として賜りたいと思います。

武田委員 よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 それとも若干絡むんですけれども、確かに昨今のそういう文化財に対するいたずらというか、そういったものがあることを踏まえて、それを防止するというか抑止するためにも、防犯カメラなどを見えるところに設置しておくのも一つの大きな効果があるのかなと思います。そういう観点から、例えば、現在松戸市に市指定の有形文化財、たしか30ぐらいあると思うんですけれども、それぞれに、とりあえず第一歩として、これを契機に、例えば、管理しておられる、あるいは所有者の方がそれぞれおられると思うので、そういう人たちに、

防犯カメラとかそういったものを設置しているかどうかの現状を、もちろん既に把握しておられるのであればいいんですけれども、もしまだであれば、ちょっとそういう問題提起を兼ねて、別に、設置してほしいとかそういうことではなくて、そういう照会をしていただくだけでも、ちょっといいのかなという感じがしています。我々としては、そういう実態を把握するのがまず第一歩かなという感じがします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。これもご意見ということによろしいですかね。防犯カメラについてのご提言があったということで、よろしいですか、何かご答弁をされますか。

社会教育課長。

社会教育課長 国、県の指定になっているものについては、そういった防犯カメラのご案内はしております。ただ、市についてはまだしていません。

以上でございます。

教育長職務代理者 そういうことがあればよいのではないかと委員からの意見でございます。

伊藤委員 ですので、ちょっとご検討いただければと思います。

それから、もう一点、今回そういう指定をされたということで、非常に結構なことだと思うんですけれども、松龍寺山門の存在がまだ恐らく余り知られていないだろうと思うので、ほかの有形文化財も、中にはまだそれほど市民に知られていないものもあるかもしれませんけれども、今回指定されたというのを契機に、そういう文化財のPRを、この松龍寺山門の紹介も含めて、広報まつどとか、いろいろな広報媒体を通して、ぜひ一度、やっていただければと思います。

社会教育課長 それにつきましては、広報、ホームページ、それから文化財マップに掲載するような形で周知はしてまいりたいと考えております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、大体出ましたか。ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第4号

教育長職務代理者 続きまして、議案第4号に移ります。「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いします。

保健体育課長。

保健体育課長 議案第4号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第6項により、30ページ、推薦者名簿に記載の平成28年度をもって退任された学校医の先生方4名、学校歯科医の先生方2名、学校薬剤師の先生1名、計7名でございます。それぞれの先生のご経歴などにつきましては、31ページ以降の議案第4号資料の推薦調書に記載のとおりでございます。

なお、薬剤師の渡邊先生は、昭和62年から平成13年の15年間、学校薬剤師にご就任いただいております。このたび二度目の表彰となります。

全ての先生方に長い年月にわたり児童生徒の健康の保持、増進と学校保健の推進のためにご尽力をいただきました。このことに対しまして感謝の意を表するためご提案申し上げる次第でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第4号のご説明をいただきました。

これより質疑及び討論に入ります。

武田委員。

武田委員 質問というよりは、これは市場先生に聞いたほうがいいのかと思うんですけども、学校医の先生の中で41年、49年と非常に長くしてくださった先生があるんですが、学校医さんというのはお医者様たちの中で、積極的に務めてくださる方がずっと気に入ったライフワークとしてやってくださっているのか、あるいは責任としてやってくださっているというのか、そういう形なのか、余りにも長いので、49年ってほとんどお医者様になられてすぐから今までずっとということになるので、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

教育長職務代理者 市場委員、よろしいですか。

市場委員 ちなみに、この49年は、資料を見ると、大山口先生、学校歯科医で昭和48年から平

成28年だと44年ではないかと思って、これは違うのではないか。この資料、おかしいところがいっぱいあるなと思って見ていたんですけども、それはそれとして。

学校医というのが医師にとってどういうものかと言われると、基本的には、一回そこに就任したら、特別な事情がない限りずっと毎年更新している。ほぼそういうものだとは思いますが、内科系の学校医は大体1カ所について3人くらいのところが多いと思いますから、市内、小中、65でしたっけ、66か、だから200人近い人が要ということで、かけ持ちを含めてやったださっている。ただ、特に小学校の学校医なんかは、僕は子供は全然診ないんだよという先生が開業医の中にもいらっしゃるの、自分はできないという先生はいらっしゃいます。学校医を確保するのもそれなりに医師会では苦勞することはあります。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 資料の年数の点はいかがですか。保体課長。

保健体育課長 申しわけございません、資料の訂正をお願いいたします。

30ページ、名簿の大山口先生、学校歯科医の経歴につきまして、49年を43年に訂正していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 49を43で大丈夫ですか。

保健体育課長 すみません、確認をして、再度。申しわけございませんでした。

教育長職務代理者 この推薦者名簿という30ページの資料は教育委員会用の資料ですか、それとも後に残るものですか。推薦調書は正しいわけですよね。

保健体育課長 はい、調書は正しいです。

市場委員 調書でいくとですね。

教育長職務代理者 調書の功績の概要ですね。

保健体育課長 調書の9番の功績の概要について、49年の長きにわたりの49年を、確認した上で、またご報告申し上げる形でよろしいですか。

市場委員 調書のほうで僕が気づいた、これはちょっとおかしいのではないかと考えたところは、まず31ページ、李先生の慶仁会医院のイインが違うなということと、あとは大山口先生のさっきの話と、36ページ、三国先生は学校医となっているけれども、学校歯科医の間違いだと思います。あと37ページ、渡邊美千子先生も学校医になっていますけれども、学校薬剤師の間違いだと思います。

保健体育課長 教えていただいたとおりだと思います。訂正いたします。ありがとうございます。

した。

教育長職務代理者 今の全ては訂正ということで、資料の訂正もここでありました。年数につきましては、よく確認していただいて、ご報告というよりも、正しい形で確認をするということをお願いいたします。

保健体育課長。

保健体育課長 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいですか。

山形委員。

山形委員 学校薬剤師さんという存在が、一保護者として、うちの学校にいたかなという、ちょっと存在感がわからず、どんな役割を、学校医さんは学校健診、歯科検診などで入っているんですけど、薬剤師さんというところがあったので、ぜひその役割などを、この渡邊さん、長く務めていただいたので、どんなことをされていたのかを具体的に教えてください。

保健体育課長 基本的に学校に1名、学校薬剤師がいます。それで、執務としては、学校環境衛生の基準という、黒板を見やすいかどうかという教室内の明るさ、照度の検査ですとか、それから、ストーブなどが入ったときには空気の汚れについて定期的に検査をしていただきながら、児童生徒の健康の保持増進にいろいろな形でご指導いただいている薬剤師さんでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 薬剤師さんといっても、何か服用する薬についてどうというよりも、環境の保全といいますか、を管理するという役割が大きいというご説明ですかね。

保健体育課長。

保健体育課長 おっしゃるとおりです。あとは、夏場とかのプールの水質検査、それから飲料水、飲み水の検査などについてご指導をいただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 そういうわけで、子供が直接見てもらうとかのことではないと。

保健体育課長、お願いします。

保健体育課長 お薬の処方については、ご指導いただく機会は基本にございません。

山形委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 見えない時期に見えないところでご助言をいただいているということで、

そうすると、薬に関して身につけられた科学的な知識というか、そういうところをご提供いただいているということですかね。ありがとうございました。

伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、薬剤師という名前が余りよくないのではないですか。環境衛生士とか何か、別にこだわりませんが、薬剤師というのはちょっと誤解を招きませんか。

教育長職務代理者 でも、薬剤師であることについては変わりはないんですけれども。

伊藤委員 本人は薬剤師なんですか。

保健体育課長 はい、そうです。

伊藤委員 だけど、全然そういう、薬の調合とかそういうことは関係ない、今おっしゃったよ
うな、かなり違うことをされる。

保健体育課長 それは法にのっとって。

教育長職務代理者 薬剤師がやる役割として、そういうことになっていると。

伊藤委員 では、結構です。

教育長職務代理者 今、補足にご説明をいただいたところかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。各先生方、大変長きにわたってご尽力をいただいたということについては本当に感謝を申し上げる次第で、記念品が皆、ついでに感謝状というふうになっていまいしょうか。

市場委員。

市場委員 感謝状を出す基準というのは、どうなっているんですしたっけ。要するに、1年でやめる人だっただ中にはいるかもしれないわけですよ。何年以上という基準があったんですしたっけ。

保健体育課長 10年以上ご指導いただいた先生方に表彰をということで、お願いしております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

大体出尽くしたようでございます。ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号につきましては、原案を修正を、先ほど口頭でありました部分、また確認事項も含めて、よく確認していただいた上で、そのとおりで決定をすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第4号は、修正を含めて決定をいたしました。

◎議案第5号及び議案第6号

教育長職務代理者 次に、議案第5号及び議案第6号に移ります。「審査請求にかかる松戸市情報公開審査会への諮問について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第5号及び第6号の審議は秘密会となります。

松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席を願います。お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、指導課長、指導課補佐、以上でございます。その他の方はご退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 議案第5号及び議案第6号につきましては、原案どおり決定しましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局から何かご報告ありますでしょうか。

委員の皆さんから何か。春、桜の季節終わりました、入学式は特に動きはなかったと思いますが、新しい1年がまた始まっております。特にないですか。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局から願います。

教育企画課長。

教育企画課長 平成29年5月定例会でございますが、平成29年5月11日木曜日、午後2時より、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成29年5月定例教育委員会会議は、平成29年5月11日木曜日、午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

前回お知らせしたものと変更になっております。よろしくお願いいたします。

また、総合教育会議が平成29年4月24日月曜日、午後2時よりというふうに変更されております。議会棟3階特別委員会室にて開催されますので、よろしくお願いいたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成29年4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午前12時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員